

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）
（2025年4月から2025年9月まで）

2026年3月2日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月15日	訪問看護ステーション鶴川ひまわり	医療法人社団三医会	居宅介護支援	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済
5月20日	紬	優凜 合同会社	居宅介護支援	なし	-
5月22日	シャロームまちさがプランニング	株式会社シャローム木下	居宅介護支援	なし	-
5月29日	だんらんの家南町田	和home 株式会社	地域密着型通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				水害、土砂災害等を想定した避難確保計画を整備し、当該計画に基づいた訓練を年1回以上実施すること。（洪水浸水想定区域内）	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項に変更があったときは、遅滞なく町田市に届出ること。	改善済
6月10日	サロン ひまわり	特定非営利活動法人 ひまわりの会	地域密着型通所介護	機能訓練指導員を1以上配置すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画を作成していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				地域密着型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月12日	永遠の奏	株式会社 トータルライフ	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。	改善済
6月18日	こがさか介護センター	株式会社 ノース	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、それを踏まえて作成した居宅サービス計画については、当該主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、保存すること。	改善済
6月24日	木の葉デイサービスなるせ	木の葉デイサービス株式会社	地域密着型通所介護	その他の日常生活費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済
				指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月26日	デイサロン町田鹿鳴館	株式会社 ハリー・トラスト・ジャパン	地域密着型通所介護	その他の日常生活費の取扱いについて、適正に行うこと。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				入浴介助加算Ⅱの算定に際しては、入浴計画に基づき入浴介助を実施してください。	改善済
7月8日	楓の風リハビリテーション 楓原町田	株式会社 楓の風	地域密着型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				口腔機能向上加算を算定できる利用者であることを確認すること。	改善済
7月10日	みずきの家	特定非営利活動法人 みずきの会	地域密着型通所介護	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容等の必要事項を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画の目標及び内容の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
7月17日	ワーカーズ コープけやき	企業組合労働協センター事業団	地域密着型通所介護	なし	-
7月24日	高齢者グループホーム光の園おおくら	社会福祉法人町田真弘会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
7月31日	優っくりグループホーム町田森野	社会福祉法人奉優会	認知症対応型共同生活介護	なし	-

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月7日	グループホーム花水木	株式会社 ユー・アイ ウェルフェア	認知症対応 型共同生活 介護	その他の日常生活に要する費用であって利用者に負担させることが適当と認められるものの費用（日用品費）の徴収については是正すること。	改善済
				あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居室料等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて確認し記録に残すこと。	改善済
				やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録すること。また、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	改善済
				身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。また、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正することともに、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				介護従業者に対し、業務継続計画について必要な訓練を定期的実施すること。	改善済
				事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、また、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
				1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市に連絡を行うこと。	改善済				
業務管理体制の整備に関する事項及び届出先に変更があったときは、遅滞なく町田市に届出ること。	改善済				

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月21日	いづみの里	社会福祉法人七五三会	介護老人福祉施設	介護職員又は看護職員を必要数配置すること。	改善済
				褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。	改善済
				入所者の口腔衛生の管理体制にかかる計画を作成すること。	改善済
				口腔衛生管理加算の算定にあたり、医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を確認すること。	改善済
8月28日	グループホーム 秋田高城	医療法人 久盛会	認知症対応型共同生活介護	介護従業者に対し、業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
9月9日	グループホーム なかまち	医療法人社団 愛友会	認知症対応型共同生活介護	管理者を配置すること。	改善済
				食材料費について、あらかじめ利用者又は家族に対し、説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、町田市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
9月16日	居宅介護支援 光介護サービス	有限会社 光介護サービス	居宅介護支援	なし	-
9月16日	訪問介護 光介護サービス	有限会社 光介護サービス	訪問介護	指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				介護報酬の請求に当たっては、適正な区分で請求を行うこと。	改善済
9月24日	特別養護老人ホーム コモンズ	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	介護老人福祉施設	口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の口腔衛生の管理を計画的に実施すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導監査について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導監査、福祉サービス事業者の指導監査>指定介護サービス事業所等に対する指導監査について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996